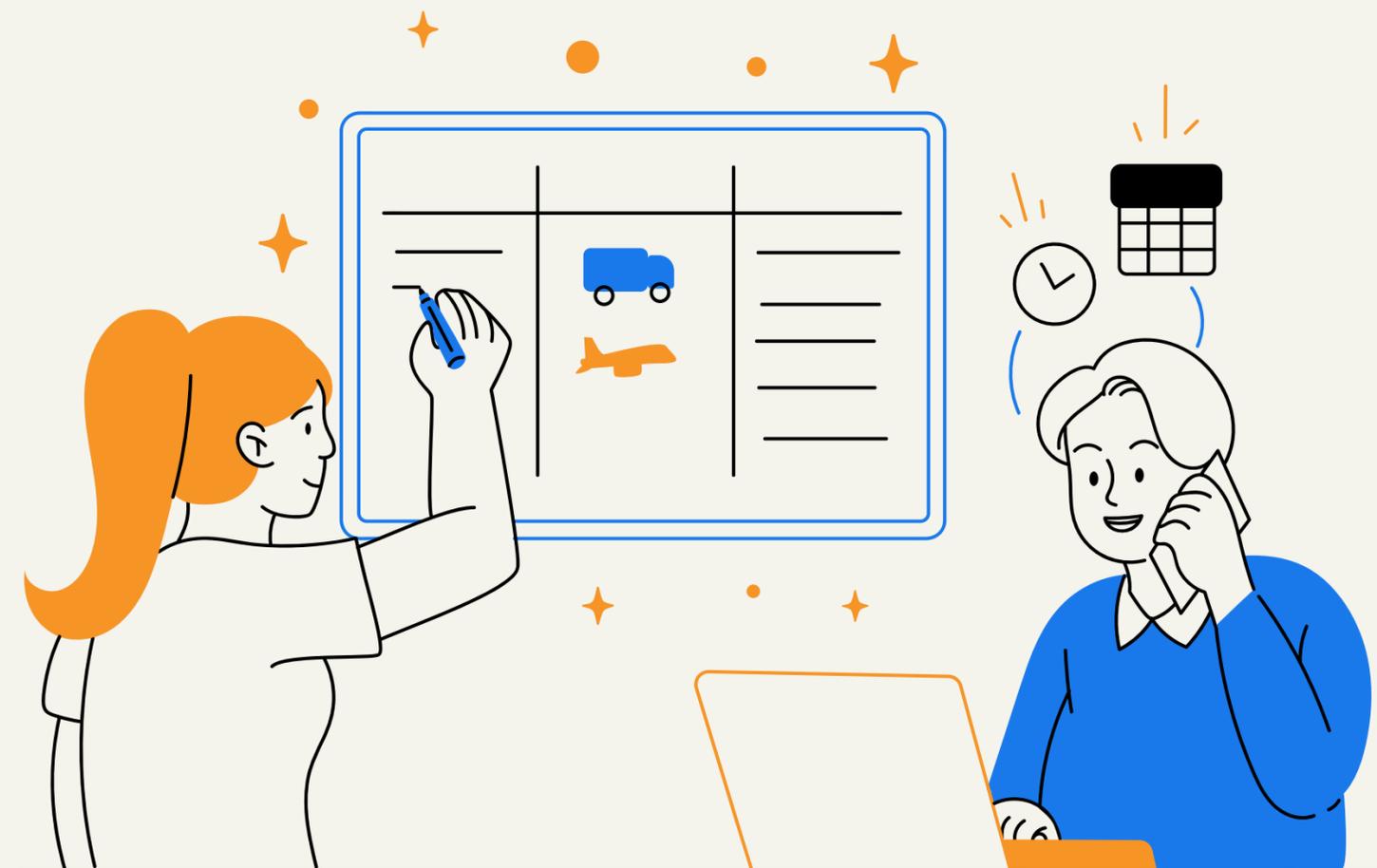


育成就労制度

と特定技能制度を理解する

Guidable Jobs



■本資料の構成

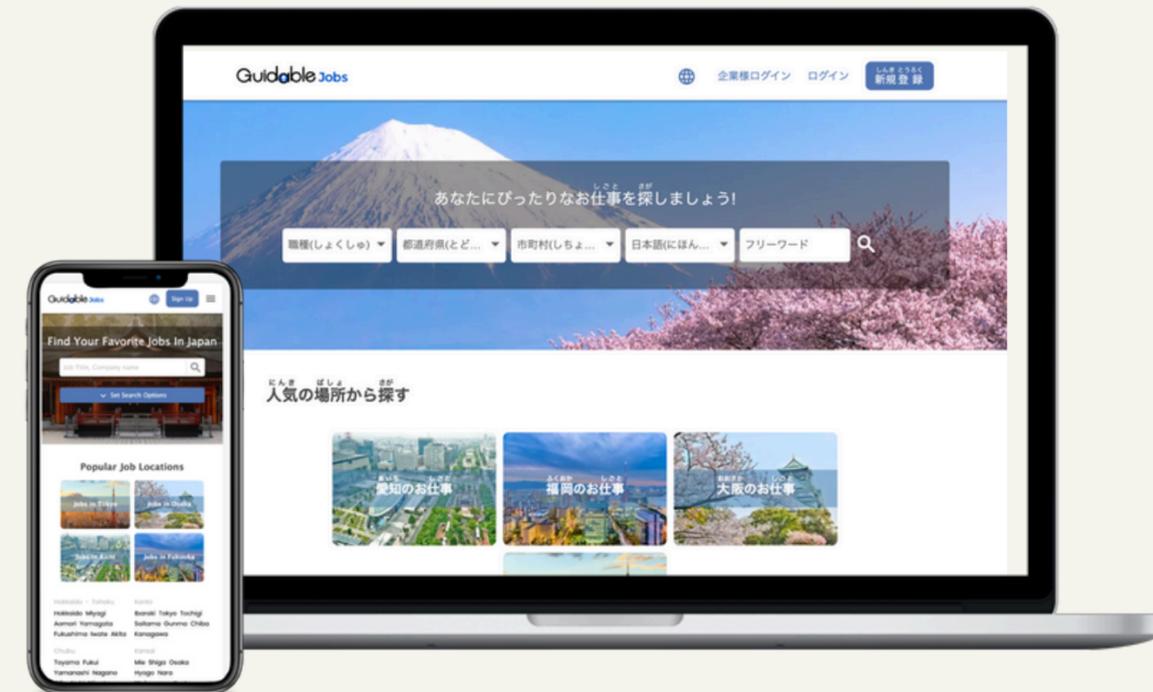
1.会社紹介

2.技能実習と育成就労、特定技能の概要と移行方法とは

3.採用にかかるコストと労働者の特徴

会社紹介

会社名	Guidable株式会社
代表者	田邊 政喜
設立年月日	2015年11月18日
所在地	東京都新宿区西新宿3丁目7-30 フロンティアグラン西新宿 901
資本金	99,000,000円
企業理念	日本経済を、もっと多国籍に。
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・外国人向け日本のHow to 紹介サイト「Guidable Japan」運営・外国人向け就職支援サービス「Guidable Jobs」運営・外国人向けサービスのコンサル事業、広告宣伝代行・インターネット上でのメディア事業
取引銀行	みずほ銀行 三井住友銀行 楽天銀行
主要取引先	株式会社朝日新聞社 TIS株式会社 赤門会日本語学校 三井住友海上火災保険株式会社 株式会社ロッテリア



「日本経済を、もっと多国籍に」

をモットーに、外国人採用に関する求人媒体を運営しております。

弊社webサイトはこちらから！



<https://guidable.co.jp/>

技能実習と育成就労 特定技能への移行方法とは



技能実習制度と育成就労制度の違いとは？

目的

就業可能分野

労働者としての権利保護等

制度の簡単比較

技能実習制度

我が国等での技能等の修得を通じた
人材育成により国際貢献を行うことを
目的とする制度

91職種167作業

- 原則転籍は不可
- キャリアパスが不明瞭
→帰国が制度上の条件
- 受け入れ可能な人数枠

育成就労制度

我が国の人手不足分野における
人材育成と人材確保を目的とする制度。
3年間の就労を通じて
特定技能1号水準の技能を有する人材を育成する

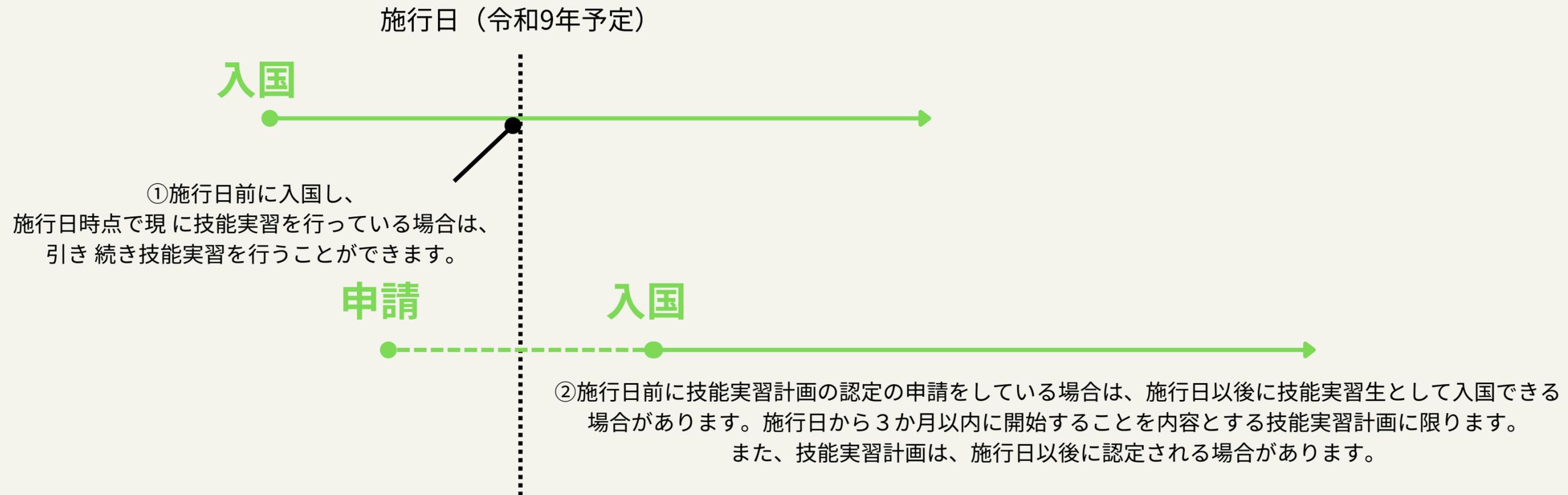
特定産業分野と原則一致

- 転籍の制限が緩和。
→本人意向による転籍が条件付きで可能
- キャリアパスを明瞭化
→特定技能を見据えたキャリアアップを描く
事が容易に
- 受け入れ見込み人数を設定
→人手不足の状況を適切に管理

「育成就労」 施行前に技能実習生を雇用した場合はどうなる？



「育成就労」は令和6年6月に可決された。
施行は、令和6年6月21日から起算して3年以内の政令で定める日とされている。



①、②に該当する場合、施行日後にも技能実習を行うことが可能。この場合、技能実習制度のルールが適用され、技能実習から育成就労に移行することはできません。

特定技能制度の概要と移行の道筋①

特定技能制度1号

特定技能制度2号

在留期間

最長5年間

在留カードを更新し続ける限り
滞在が可能

→取得してから10年を超えると永住権の申請が可能に

更新にあたって、受け入れ企業側が準備する必要書類はこちらからご確認いただけます。(https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/specifiedskilledworker.html)

技能・日本語水準

技能、日本語ともに
試験等で確認。

(※技能実習2号を良好に修了したものは免除)

技能は試験等で確認。
日本語は試験不要

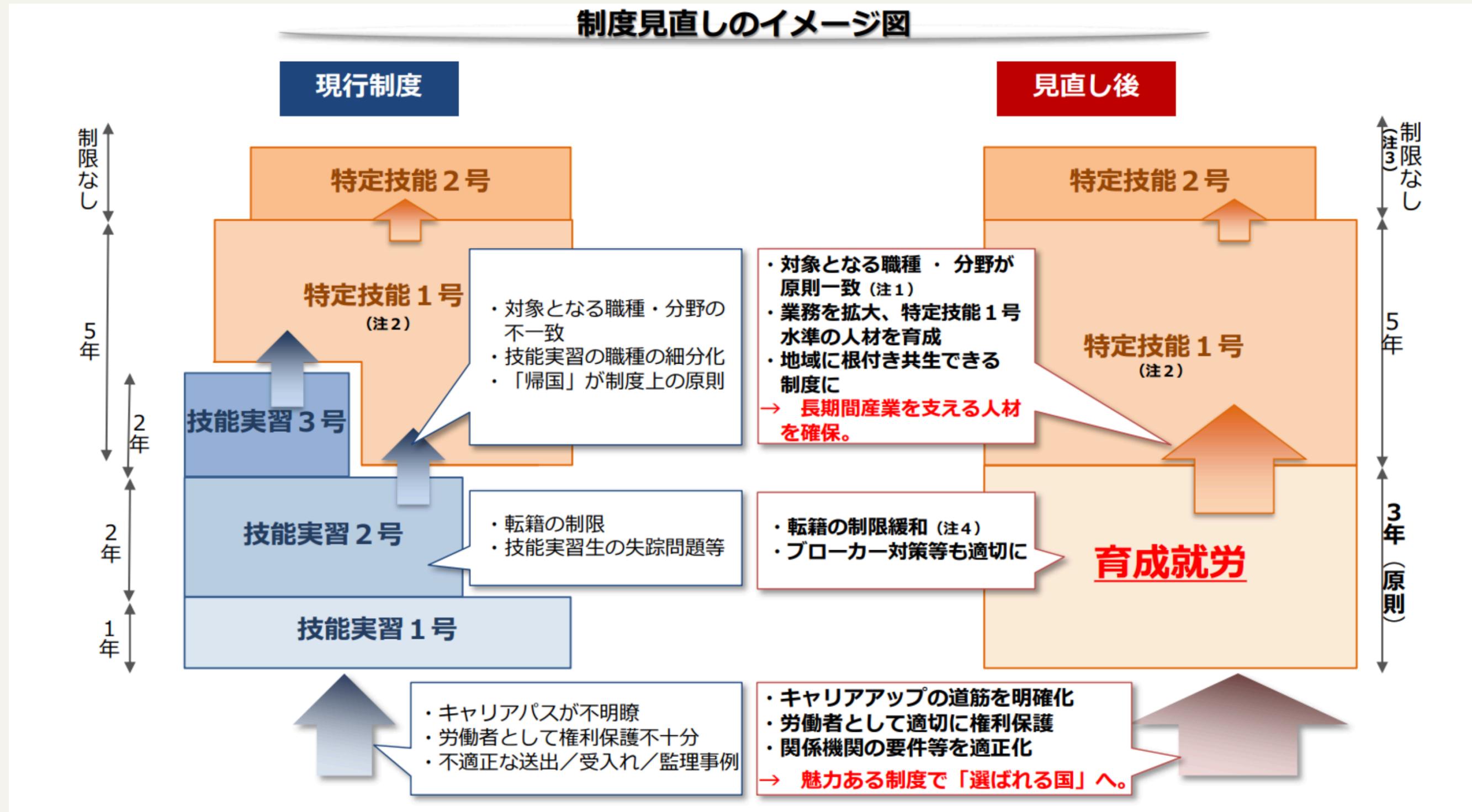
 家族帯同

基本的に認めない

要件を満たせば可能
(配偶者、子)

特定技能制度の概要と移行の道筋②

キャリアパスを明確化して、選ばれる国へ



よく聞く「特定活動」との違いは何か



創設の背景は、「留学」や「特定技能」などの法令で定められた在留資格に該当しない、さまざまな在留目的に対応するため

例① 告示外特定活動

特定活動として指定されている活動以外で、慣例的に日本への上陸・在留を認められる活動のことです。

- 日本に在留する外国人の方の高齢となったご両親や親の呼び寄せ
- 就職先が決まらないまま卒業した留学生の就職活動
- 在留資格更新ができなかった場合の出国準備

例② 告示特定活動

現在**46種類**の活動内容がある。

取得条件：

- (1) フルタイムであること
- (2) 日本の大学を卒業、大学院を修了していること
- (3) 日本語能力試験で一定の成績があること

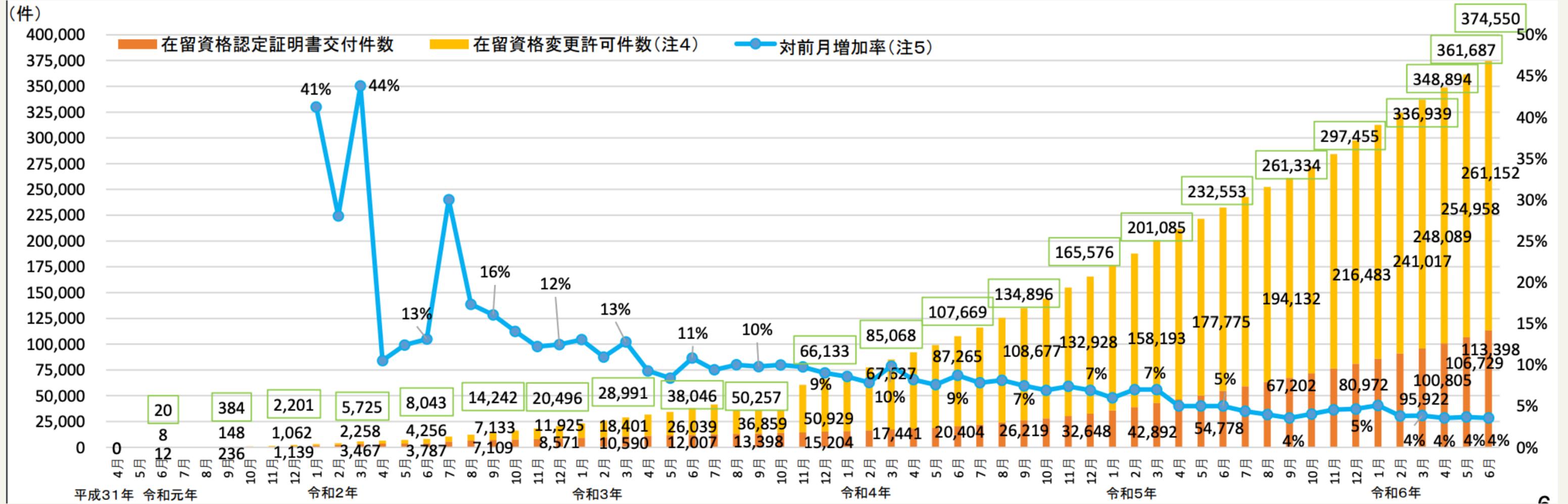
✓特定技能1号への移行の手続き中に、技能実習の期間が満了した場合

このような状況の特例措置として、「**特定活動（4か月・就労可）**」という在留資格があります。

特定技能は、人手不足を補うことを目的としているが、特定活動は外国人の入国を多様化するという目的があるという事がわかる。

より詳細に特定活動に関する情報をお求めの方はこちらから
→<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/designatedactivities.html>
出典:出入国管理庁.在留資格「特定活動」

特定技能制度の今後の展望



•2019年（平成31年）4月に受け入れが可能になって以降、右肩上がりでの在留資格「特定技能」の在留外国人は増えている事がわかる。



今後も「特定技能」の在留者が増える理由

- ① 育成就労制度の施行により、特定技能1号を目指す人の増加が見込まれる
- ② 特定技能2号で受け入れ可能分野が拡大（自動車運送業、鉄道、林業、木材産業）
- ③ 生産年齢人口の減少による労働者の減少

採用にかかるコストと 労働者の特徴

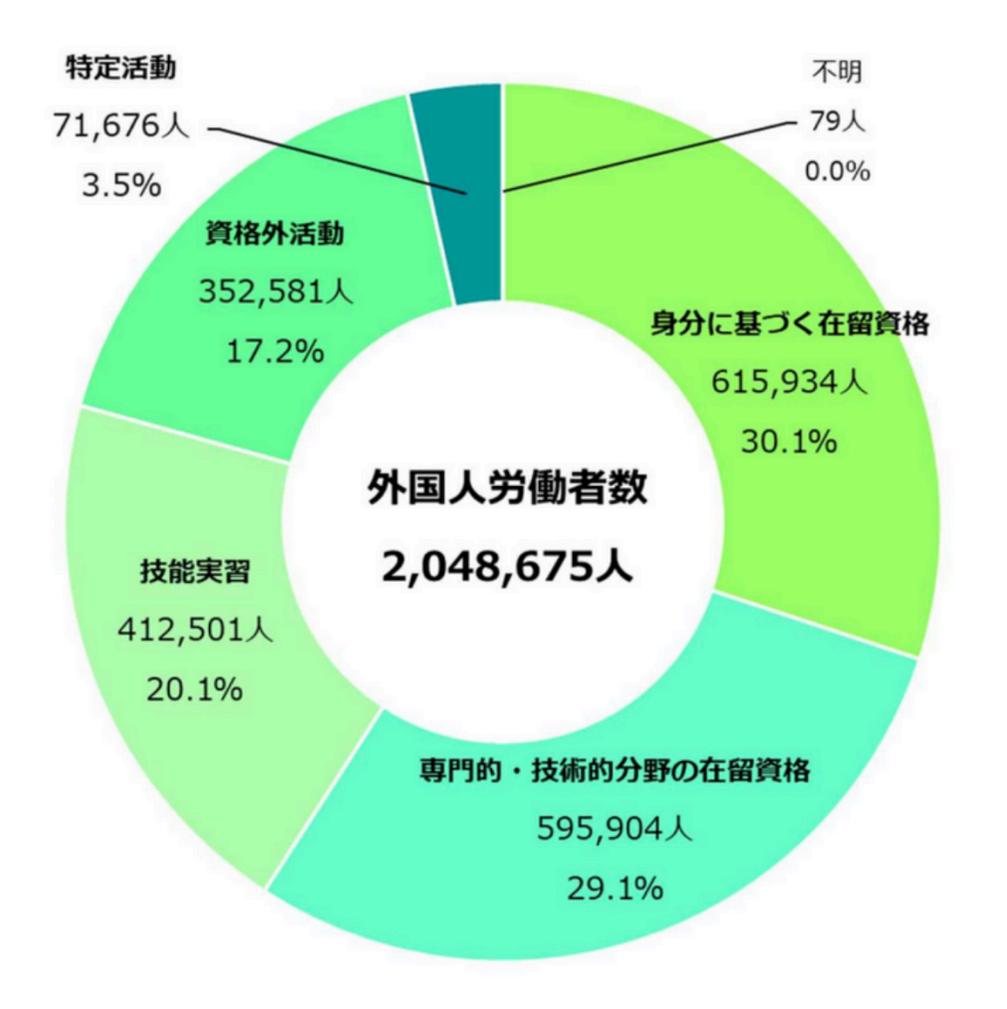


在留資格別にみた外国人労働者数



令和5年10月末時点で、外国人労働者数は2,048,675人。
雇用する事業所数は318,775所であり、共に過去最高の数値を更新している。

在留資格別外国人労働者の割合



- 1 「身分に基づく在留資格」が最も多く615,934人（外国人労働者数全体の30.1%）
- 2 「専門的・技術的分野の在留資格」が595,904人（同29.1%）
- 3 「技能実習」が412,501人（同20.1%）

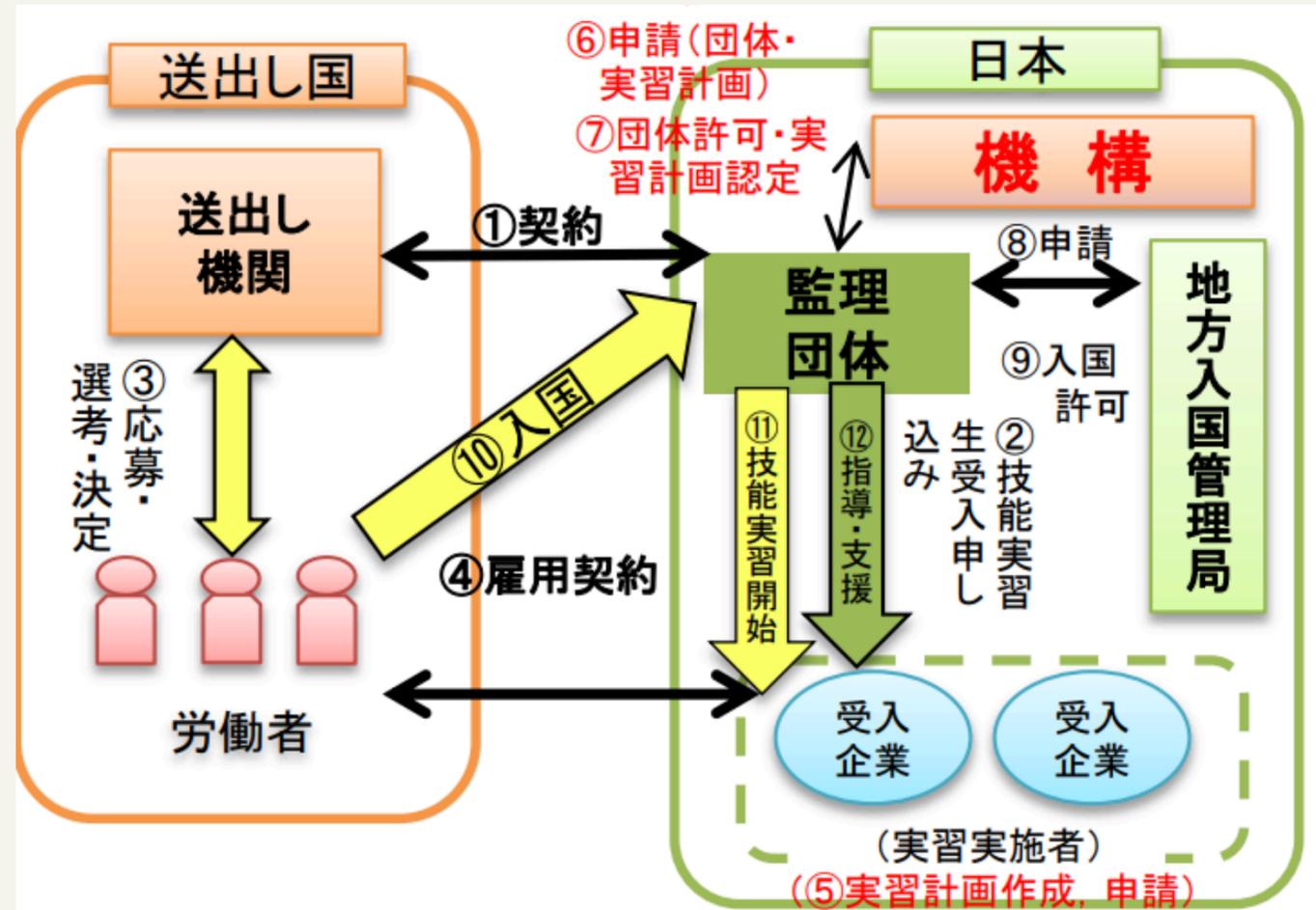
なお、「専門的・技術的分野の在留資格」のうち、「特定技能」の外国人労働者数は138,518人（前年比で59,464人（75.2%）増加）となっている。（人数の推移は前ページ参照）

技能実習の採用経路と費用



技能実習制度の受け入れは、企業単独型と団体管理型の2種類があり、**団体管理型が97%**の割合を占める。

【団体管理型】



厚生労働省、「技能実習制度の仕組み」より抜粋

費用面 およそ50万円～90万円

- ①監理団体への入会と年会費
→団体管理型で技能実習生を受け入れる際は、管理団体へ入会する必要がある。
- ②現地への事前訪問費用
→WEB面接に対応している監理団体もあります。
- ③入国渡航費、入国後にかかる費用
→入国渡航費、在留資格申請、管理費用、健康診断費用等。
※監理団体等に要ご相談お願いいたします。

特徴

- ①3年間企業で働いてくれる
- ②素直で、一生懸命働く人が多い
- ③若い労働力を確保できる
- ④日本語に関しては初学者なので、会話を多く必要とする職業には向いていない

特定技能の採用経路

-外国人が特定技能外国人になるルートは次の2つがあります。※今回は日本国内に在留している外国人に限定します。

ルート1 技能実習**未経験者**

※留学生など



試験（技能・日本語）に**合格**

ルート2 技能実習等**経験者**

試験（技能・日本語）は**免除**

求人募集に直接申し込む/ハローワーク・民間の職業紹介事業者による求職のあっせん

【受け入れ機関との雇用契約締結】

受け入れ機関が実施する事前ガイダンス等健康診断の受診

在留資格変更許可申請 ※原則本人が申請



審査（地方出入国在留管理局による）

在留資格変更許可&在留カード交付

就労開始



試験の要件

日本語テスト(JLPT4級の合格)

→<https://www.jlpt.jp/>

技能テスト

(特定技能総合支援サイト)

→<https://www.ssw.go.jp/about/sswv/#headline-1604991082>

特定技能外国人材の採用コストと特徴

費用面



①人材紹介会社や求人掲載媒体の活用

→自社で応募できる場合は、こちらの費用はかかりません。

一方で、外国籍の方の求人には募集要項を英語で明記したり、見せ方に工夫を凝らさない募集が集まらないことがあります。

②送り出し期間に対して支払う費用

→国外に在住する外国人を特定技能として雇用する場合に費用が発生します。

理由としては、日本国政府と送り出し国（14カ国）各国との間で締結した、**二国間協定（MOC）**によって、**送り出し機関を必ず通さなければならない国も存在するため**です。

③在留資格認定・変更許可申請の費用

特定技能における在留資格申請は、専門知識を有する外部の行政書士や登録支援機関に委託する企業が大半です。

自社で対応することも可能ですが、在留許可申請が不許可になってしまう場合や、書類に不備があった際の対応に**時間がかかる**ことがあります。

④在留期間更新の費用

特定技能1号は5年間の在留期間がありますが、**毎年在留期間を更新する必要があります**。

※こちらの費用は一例であり、実際にかかる費用のご相談は個別で承っております。

特徴

①現場で即戦力として働いてもらえる

②若年層の労働力を確保できる

③フルタイムで働いてもらえる

④日本語でのコミュニケーションができる

⑤特定技能2号であれば、永住権への移行も可能になる。

Guidableのおすすめ！

身分系人材の採用経路と特徴



そもそも身分系とは、日本での就労に**制限がない在留資格**である。
在留資格は、「日本人の配偶者等」「永住者」「永住者の配偶者等」「定住者」に分類される。

日本人雇用時の手続き + 「外国人雇用状況届出」のみ

-インターネットによる届出も可能。

特徴

①活動内容を制限されず、**日本人と同じように就労が可能**

②手続きにかかる手間を最小限に抑えられる
→身分系の在留資格を持つ外国人は、在留期間やカードの更新を比較的スムーズにおこなえる傾向があります。

③超高齢化社会の対応策になり得る。
→身分系の在留資格は、就労系の在留資格よりも更新時の審査が寛容といわれており採用後に**長期間働き続けてもらうことが期待**できます。



ご清聴ありがとうございました。

御社の採用活動にお役立て頂けると幸いです。

弊社へのお問い合わせはこちらからお願い致します。
→<https://guidablejobs.jp/#contact>

